主 文本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、記録に編綴の弁護人田中福一作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用する。

論旨は、事実誤認をいい、要するに、被告人には本件医療行為につき過失はない と主張するのである。しかし原審において取り調べた総ての証拠および当審におけ る事実取調べの結果を総合すれば、被告人は本件発生当時(昭和三一年四月こ ろ)、ストロンチューム九〇によるA治療は開拓途上にあつて、その適応症の範囲 およびその症状に応じた照射線量の程度については臨床医学的にもなんら見るべき 研究成果がなく、被告人においても、本件表在性皮膚疾患に対して右照射治療をす るにあたつて、その方法に関する経験もなく、かつ十分な知識もなかつたのであるから、その施用については医師として、当然ベーター線照射の皮膚におよぼす影響など十分研究のうえ、細心の注意を払つて治療すべき業務上の注意義務があるにもかかわらず、漫然、これを怠り原料不の顔面毛細血管拡張症患者B、同C、顔面お よび右側頸部血管腫患者Dおよび顔面眼上顎部、右頬、頸部黒褐色色素性母斑患者 Eに対して、右ストロンチューム九〇によるベーター線照射治療をするに際し、照 射線量の過大な、いわゆる過照射治療をして同人らにそれぞれ原判示のような傷害 を負わせた過失を認めることができる。所論は、まず、本件過失の前提である被告 人の能力について、被告人は有能な医師であつて、F協会主催の第六回G講習会に おいて受講しベーター線ならびに同照射治療方法に関する知識と経験を十分有して いたというのであるけれども、右証拠、特に被告人の司法警察職員に対する昭和三 三年八月四日附供述調書(記録一六五八丁)京都大学医学部長H作成の回答書(記 録一三八丁)、F協会会長I作成の回答書(記録七四丁以下)および原審証人J同 Zの証人尋問調書(記録九三〇丁以下)によれば、被告人は、L在のM軍医学校に 学んで医学一般を修め、昭和一九年三月同校を卒業して軍医となつたのであるが、 終戦程なくして内地に引き揚げ昭和二二年三月二四日附で厚生省から医師の免許を 受けたこと、同年一〇月三一日附で京都大学N部〇科P科教室に医員介補として入局し、昭和二三年九月一日附で志願医局員として採用され、主任教授Hの下で、 一、皮膚科領域におけるビタミンB1代謝の研究二、皮膚の美容形成、特にその手 術的治療に関する研究を研究題目として、右教室において研究、診療のかたわら約 ニケ年間X線、ラジユウムなどの放射線治療に従事し、昭和二八年八月六日附で右 皮膚科領域におけるビタミンB1代射の研究で学位を授与されたが、ベーター線に よる皮膚疾患の特別の治療経験はないこと、その間昭和二六年一一月から大阪市 a 区 b 町 c 番地において皮膚科整形外科などを診療科目として診療所を開設して医療に従事し、昭和二九年三月三一日附で右医局員を退職したこと、Qに依頼し健康管理者となつてもらい社団法人F協会を通じて総理府科学技術庁へストロンチューム 九〇のベーター線発生源器の輸入を申請し、昭和三一年四月五日ころ、英国S製作 のストロンチューム九〇の五ミリキュウリー、R発生源器六個、同一〇ミリキュウリー、R発生源器二個が被告人方へ到着したこと、その購入にあたり、昭和三〇年 九月五日から同月一四日まで施行された前記協会主催の第六回G講習会に参加して 同月一〇日右講習を修了したものであるが、右の講習会は、医学、土木、気象、自衛隊などの各関係者が参加したものであつて、基本的な原子物理学及び医学、生化学、工業、農業等への応用に関する講義と実習とを目的とし、受講者に限り輸入したR発生源器を配給することにして、その発生源器の使用上の注意をするなどの基準を表現ることにして、その発生源器の使用上の注意をするなどの基準を表現るとは、 礎的事項に関する講習であり、現実にストロンチューム九〇の外面照射方法、その 照射線量などに関する臨床的な講義や実験はなかつたことが認められるのみなら ず、Qの検察官に対する供述調書中、「要するにW医師は講習を受けて来ただけ で、紅斑が後から起ることも十分知らず、経験なしで、いきなり患者に施療したという点が今回の原因をつくつたものと思う。」旨の供述記載(記録二、〇四一丁以下)に徴すると、事件発生当時(昭和三一年四月ころ)被告人のストロンチューム 九〇によるA治療の知識は不十分、経験は皆無であつたことが明らかである。なる ほど所論指摘の被告人が使用したストロンチューム九〇のベーター線発生源器には 「T証明書」が添付されており、その源器の性能、放射線量などは、右証明書を信 用する以外に方法がなかつたことは首肯できるが、右証明書(被告人の司法警察職 員に対する昭和三三年八月四日附供述調書添付のもの、記録一六八八丁以下。)に よれば、公称容量五ミリキュウリーの発生源器(但し五六年型番号三二三ないし三

二八)のものは、作用面積一平方センチメートル、放射線吸収線量は、毎秒二・二ないし二・七ラド・プラス・マイナス二〇パーセント(2.2~2.7 rad/s e c ± 2 0 %) であり、同一〇ミリキュウリーのものは作用面積四平方センチメー トル、吸収線量毎秒四・三ラド、プラスマイナス二〇パーセントと記載されている から、右の源器を使用するばあいの吸収線量は明示されているわけであるが、後に 説示するとおり、被告人は、その証明書の記載にかかわらず過照射を行つているこ とが明らかであるから、証明書は、本件発生源器の性能や具体的な照射線量に関す る被告人の知識に対して、影響がなかつたものといわなければならない。更に、所 論指摘の本件発生当時(昭和三一年四月ころ)におけるストロンチューム九〇によ るA治療の普及程度、適応症の範囲、感受性の有無、照射線量などに関する研究状 原審鑑定人Uは(記録二一四丁以下)、「現在国立大 況についてみるに、 阪病院の放射線科の部長であるが、R専用の照射器を使用したのは、大阪大学の放 射線科にいた当時、昭和三二年五月、六月、七月の三ヶ月にわたつてドイツから来たばかりのベルマプラッテというストロンチューム九〇の五〇ミリキュウリーはいった照射器を使つて治療したことがある。それから国立大阪病院へ変つてからは、昭和三四年の春にアメリカのトレーサーラブ会社の製造したストロンチューム九〇の照射器を使つて現在に至つている。放射線の作用は弱くても傷害的で量次第によるな出版に至るいる。2000世の復実が起る。 つて火傷に至るいろいろの段階の傷害が起る。(中略)ベーター線の対外照射療法 が行われ始めたのは、ラジュームに含まれるベーター線を対象としたものは、一九 ○○年であるが、R専用の治療は放射性燐(P・32)を使い出した一九四○年の 初であり、アメリカの壬がその権威である。ストロンチューム九〇によるベーター線の治療は一九四七、八年で、日本で行われるようになつたのは、昭和三〇年前後である。昭和三〇年前後には、東京大学のV教授が初めてそのような照射器を自作 して、いろんなテストをしたり臨床実験をしていたので実用段階に入つたといつて よい。Rの外面照射の術式としては、非常にインテンシテイーの弱いものを十数時 間、あるいは数十時間かける、例えば、P・32によるような方法と、それから、 現在われわれが使用しているような二〇ミリキュウリーとか、五〇ミリキュウリー とかいうもので、ニセンチメートル平方ないし三センチメートル平方の照射面のものを何分というふうにかける方法とあるが、疾患によつて、いろいろ違うけれども、子供の血管腫を一番たくさん治療している。数分かけて線量にして三〇〇ラド、五〇〇ラドあるいは時に一、〇〇〇ラドの量を使い三週間から三ヶ月くらいの間隔で観察しながら、くりかえして行くと、一ペんで治療した場合もある。(中野) 1 4 の細胞の部位と左右によることを 略)人体の細胞の部位と年令による差異があつて、年の若いものほど感受性が高 い。Rの治療に適する病気は、第一番に皮膚とか粘膜の表面にある癌である。その はか肉腫のような悪性腫の中の感受性の高いものがこれにはいる。第二番目は、血 管腫である。なかんづく子供の血管腫によくきく。血管腫のうち、海綿状と単純性とがあるが、海綿様のあざやかな赤い色をしたもの(ストローベリー・マーク)には非常によくきく。そのほかに母斑があるが、経験上あまりきかない。それから毛 細血管拡張症、そのほか眼科領域には結膜とか角膜の疾患に使われているようであるが、私には経験がない。海綿状血管腫のうちでも感受性の低いもの、単純性のぶ どう酒のようなもの(ポートワイン・シュテイン)にほなかなか効果が出ないか こう信めようなもの(ホードライン・シュテイン)にはなかなか効果が出ないから、反覆照射しているうちに放射線の影響が色素沈着を起すとか、つやがなくなるとか、白斑を形成するとか、やけどの跡のような萎縮を起すとかで効果が最上とはいえない。母斑は、黒色が消えて正常の皮膚と同じようにはなかなかなおらないで放射線の障害の方が強く現われる。したがつて最初の状態と最後の状態とを考えて、またの方が見かはと思われる。 て、あとの方が見かけ上よいという判断をくだしてから取り掛ることにしている。 ベーター線治療は透過力に限度があるので、ニミリメートル・三ミリメートル以上 もあるものは効果がない。そのほか放射線感受性がないとか、あるいは低いとかい うような疾患は適応しない。(中略)Rを照射した場合の皮膚の症状は数時間で紅 現、赤い斑点が起きる。続いて二日目か三日目ごろから色素沈着が起きる。色素沈着がだんだん強くなつて最盛期が二、三週間くらいのところにある。更に線量が強いと皮膚炎の状態になる。それが二週間くらいと思う。三週間くらいに皮膚炎は一番強くなつて来る。そして更にその量が多い場合には表皮が剥離を起こす。表皮剥離の状態があるようになる。 離の状態が来るまでに分泌が高まり湿性皮膚炎となる。湿性皮膚炎の手前までのも のを乾性皮膚炎といつているが、湿性皮膚炎から表皮剥離更に真皮が浸されると潰 瘍になる。潰瘍が深いと瘢痕を作つて色素異常も現われて来るし、毛細血管の拡張 とか萎縮ということになる。更に高度の照射をすると潰瘍が最後まで治癒しないこ とが起きる可能性がある。一たんなおつて、数ヶ月とか数年経つてまた潰瘍ができ

ることがある。これは晩期潰瘍といつて癌の発生傾向が強いといわれている。紅斑を生ずる程度のストロンチューム九〇の線量は、私の経験では三〇〇ないし三、〇〇「である。年令差以外に個人差があつて、一番強いのは二、〇〇〇ないし三、のの「で、といった」を作るような湿性皮膚炎を伴う人もある。湿性皮膚炎を起す程度は、個人差はあるが三、〇〇〇ラド以上だと思う。私は三、五〇〇ラド以上を一ぺんにかけた経験はない。外面照射を行う場合に、その線量の基準決しない。私が国では不幸にしてRの測定装置があまりないので、どこででも測れる証は、わが国では不幸にしてRの測定装置があまりないので、どこででも測れる証のではない。私が使用したものは、すべてあちらから送つて来る時について終入とはない。私が使用したものは、すべてあちらから送つて来る時について終入上ではない。

ー、〇〇〇ラドは一回の照射量であるか、それで効果と反応をにらみ合わせて、あまり大した皮膚炎が起らないときには、更に一、八〇〇ないし二、四〇〇ラドまて 上げてやる。そのうちに効果があるかないか大体わかつて来るので、中止するか継 続するかを決める。反応をみて適切な線量を選び、副作用を少なくする意味で分割 照射をすることにしているが、間隔は、線量がよほど少なかつたと思う場合は、一 週間ないし三週間くらいで追加する。適当だと思う場合は一ケ月ないし三ケ月とい い長い間隔を置いてやる。癌を含めて悪性腫瘍以外は軽い湿性皮膚炎までである。 それは顔面以外の母斑で瘢痕ができてもよいからというのでかけることがあるが、 それが前述の三、五〇〇ラドである。定説は乾性皮膚炎までで、表皮剥離を起さない程度の弱い照射量ということである。私が扱つた患者で血管腫で一回に照射量最大かけたのは二、四〇〇ないし二、八〇〇ラドくらいまでで、総照射量は七、〇〇 ○ないし八、○○○ラドくらいである。色素性母斑の患者では、一番たくさんかけ たのが三、五〇〇ラドであつたが、痂皮ができて色素性母斑はびくともしないので中止した。毛細血管拡張症の患者では最高二千四、五百ラドを三回くらいかけて、 あまり効果がなくてやめた経験があり、近頃はあまりやらないことにしている。 (中略)大体、三、四週間までに反応をみて、それから一ケ月、二ケ月とみていつて、次第によくなる傾向が見えたら更にやる。三ケ月以上たち、線量を変えても効果がないときにはやめる。R発生源器使用の際注意すべきことは、線量の証明書を 信用し、治療文献を見て先人の経験のデータを使うが、それをすぐに始めるのでな く、控え目にかけていく。われわれの場合、子供が多いが大腿部とか腹部とか目に 当らない所に控え目な線量をかけて反応を調べることにしている。昭和二八、九年 当時、被告人から放射性燐(P・32)を買う方法をきかれたことがある。その時 P・32を皮膚につかう場合には濾紙にP・32リン酸溶液をしませて、それを乾かしてセロハンで包んであるものを使つており、当時、わが国のあちこちで行われ たベーター線治療であるが、汚染の虞が大きいので、ストロンチューム九〇(Sr90)の方が使用に便利であろうと申しておいた。(中略)昭和三一年四、五月こ ろベーター線は、リンの濾紙にしませた一平方センチメートル当りのマイクロキュ ウリー数に、時間を乗じて、マイクロキュウリーアワーの数字が出されていた。外 国では当時ストロンチューム九〇による臨床効果を発表した文献がすでにあつたよ うに思うが、わが国ではV教授のものが昭和三〇年か昭和三一年の日本放射医学雑 誌に発表されたと思う。昭和三一年の初ころはストロンチューム九〇を日本で医療目的に使うということは極めて初期といえる。しかし非常に柔らかいエックス線の態度がRと比較的に似ているから私は、それと比較して割合近い線量を使つていた し、P・32の臨床効果を参考にしてやつていたので、その苦心をしたとは考えな いP・32とSr・90との取扱いは大差がないと見てよいと思うが、透過力はS r・90のRの方が強い。それは、ストロンチュームからイツトリニウムが生れ、 二つのアイソトープからRが出る。そして、イツトリュウムは二・二ミリオン電子ボルトであるのにP・32のベーター線は一偶で一・七ミリオン電子ボルトの最大 量を持つているので、Sr・90の方が強いのである、しかし表面量を比較する場合にはあまり大差がないと考えてよいが透過力によって差が出て来るので、Sr・ 90はP・32の二倍ということがいえる。」旨供述し、

二、 原審証人Qの尋問調書(記録六四九丁以下)及び同証人の当審における供述は、「昭和二二年から阪大N部の放射線科の科長であつたが、同三一年国立呉病院院長となつた。年は記憶しないが、阪大当時、Wが訪れ、ストロンチュームを購入したいという相談に来たことがある。(東京で講習を受け、慶応大学教授になつたY氏に講習を受けて来たというので信用した—当審)。F協会へ申しこむと周旋

してくれるといつていた。当時、そのような治療機は、全国でも輸入されているのを聞かなかつた。ラジュームからはアルファー線とベーター線とガンマー線とが出るが、ストロンチュームはベーター線ばかり出るから、ベーター線治療には普通、 ストロンチュームの方が理想的で、私が始めたころは、ストロンチュームの器械が なかつたから、専ら皮膚病の治療にはラジュームのRばかりを使つて治療してお り、ストロンチュームを使用しはじめたのは呉病院へ来てからのことである。(中 略)日ははつきり覚えないが、Wが英国ラジオ・ケミカル・センター製のストロンチューム九〇の発生源器を輸入して見せに来た。ストロンチュームの出る所が一平方センチメートルで、その周囲に二・五ミリメートルくらいのわくが取つてあり、 後についている棒を持つて患部に当てるようになつていた。私はラジュームからの 量と換算してみて、Wに対し普通の大人で三〇分くらいが極限だろうといつておい た。そして極限をあてると後で紅斑ができる。一週間ばかりでその紅斑は消えるの が普通であるが、それを越えると今度は、赤くはれ上つて水泡ができることは常識 であるから紅斑量を話せばわかるはずである。適量は年令、皮膚の部位、男女の別によつて相違があるが、普通大人の皮膚は大腿の前側で放射線の紅斑量を測定す る。疾病によつても適量が違うが、私の経験では、あざであると一平方センチメートル当り、大人で、一〇ミリキュウリーで、一五分くらいかげているが、五ミリキ ュウリーで三〇分くらいではないかと思う。控え目にやるのが普通であるから二〇分くらいが適当だと思うと言つたように思う。その後一〇日くらいたつて、Wから 電話で、二〇分でも三〇分でも紅斑は出ないと言つてきた。私は、それはすぐ来な いので、一週間もしてから来ることがあるから気をつけないといけないと言つたように思う。(中略)その後、Wから見てもらいたい患者があるという電話により同 人方へ行つたところ、娘さん(Bのこと)がいて両方の頬がまつかにはれており、 ストロンチュームを当てた所に白斑ができていた。それは額に四つくらい、両頬に 一二、三個ついていた。原因は量が多過ぎたと思つた。患者は一時間以上かけたと 言つていた。こ時間以上かけたとも言つていた。Wは、三〇分と言つた。白斑は、四年五年たつと余程変つてくる。Wに対して『こんなにびしやつと当ててたら境界が鮮明になつていけないから、当てるなら動かしなさい。』と教えた。かけ過ぎると、まず赤く弛緩し、その部分に水泡ができ、水がたまつて水泡が潰れて潰瘍になる。表皮が取れて、それが治ると瘢痕になる。色素はもらできないが、年数がたつと、周囲から健康な皮膚の組織がはつてくるから、しまいには、ほんの中心だけ白斑が残るかましれない。その患者は、二度三度くらいの皮膚炎だと思った。私は一 斑が残るかもしれない。その患者は、二度三度くらいの皮膚炎だと思った。私は一 時間くらいちようど紅斑の起る倍くらいの量がかかっているのて、患者の言ってい る方が正しいと思つた。Wはサンド・ペーペーでこすると言つていた。ほかの刺激 が加わらなくてもそのようになる。一ケ所で一時間もかけるといけないので、一平 方センチメートル以上であれば、セロハンを当ててスライドし、それ以下であれば、そのところに鉛をあて患者だけに当てるようにしたらよいと注意した。ストロンチューム九〇のベーター線照射治療の適応症は血管腫がもっとも適応する。雀斑 (そばかす)、赤鼻にもよくきく。毛細血管拡張症は鼻の赤いのをやつてよく取れ たが、その他の場所のはやつたことがない。一般的な照射量についていえば、日本 人の成人の健康な皮膚の場合に、紅斑量はストロンチューム九〇で一、〇〇〇ない -、五〇〇ラドで、潰瘍の起るのはその一倍半以上である。Wの購入した器具で は一平方センチメートル当り五ミリキュウリーで一秒で二・四ラドであるから、一分で大体一四四ラド、一〇分で約一・五〇〇ラド、(線量は成人で一〇分一・四〇〇ないし一・五〇〇ラドの間とする―当審)」というのであり、

三、 原審証人」の尋問調書(記録八九〇丁以下)中、「昭和一七年五月東京警察病院の皮膚科、泌尿器科の医長となり、昭和三四年から東大附属病院整形外ろの皮膚科、泌尿器科の医長となり、昭和三四年から東大附属病院整形外ろのをある。ストロンチューム九〇のベーター線照射治療は、昭和三年はSr・90を使つたと思う。初めにP・32とSr・90を使つていたが現在はSr・90を使つていたがある。Sr・90は血管腫のうちのあるもの、おびケロインには癌、悪性腫瘍にも使つたがおいたのではならでではなりには癌、悪性腫瘍にも使ったといかによってが最初によってもの原列のでであり、その他には癌、悪性腫瘍にも使ったがといることが見て、そのにはないにはいて、そのではは、そのによっては大人の場合でも、そのによったので、漸次、その照射方法を変えて、現在では大人の場合でも、一〇のないにあったならば二〇〇マイクロキュウリーだと思うがそれ以上はかけないようにも合計一、五〇〇マイクロキュウリーだと思うがそれ以上はかけないよう

ている。毛細血管拡張症は適応症の一部になるがストロンチューム九〇のような一連のアイソトープを使うと皮膚色の変化が起つてくるから私は使つたことはない。 色素性母斑には絶対に使つたことはない。大田氏母斑も色素性母斑の一部である が、私は非適応症だと思う。それは深いところにあるから治療できない。ベーター 線治療は皮膚に軽いやけどを起すことであるから、たくさんかけることによつて、 後がえりのできない変化を起すことは最もいむべきことである。それでさようなことの起らない量を求めて、それ以下の量で止めるようにしている。Rを照射しすぎた場合は、結果として得られるのは皮膚の萎縮であり、次は皮膚の色が脱色して白た場合は、結果として得られるのは皮膚の萎縮であり、次は皮膚の色が脱色して白 斑ができるかまたは別の意味でしみができる。もう少しひどくなると皮膚の表面に 毛細血管がたくさん浮き出てくる。もう少しひどくなると潰瘍化して瘢痕となる。 日本人の紅斑量は一一〇マイクロキュウリ―時間くらいである。私はもう手足その 他身体の隠れた場所に試してみてその結果を納得してから顔に使つた。(中略)昭 和三一年上半期当時はストロンチユーム九〇の人体の外面照射治療は、極めて初期 といつた方がよいと思う。当時、わが国においてストロンチューム九〇の発生源器 はドイッの甲社製の五〇ミリキュウリーのダーモ・プレート型が皮膚科の間で一番 使われていたと思うが、それ以外のものは記憶がない。当時、放射線治療はP・3 2が主体であつて、Sr・90に関する臨床医学界の権威は記憶にない。Sr・9 Oの当時の適応症は皮膚癌、皮膚の悪性腫瘍であつた。Yさんの名でアイソトープ はあざにきくという記事がX新聞に出た。私は海綿状血管腫にはきくのではないか と思うが、色素性母斑にはきかない。当時単純性血管腫という平らな赤あざにもき くといら報告があり、自分も適応症の一つに考えたが、今はそうでなく、表皮のす 下にある毛細血管の拡張している赤あざだけは注意してやれば、ある程度の効果

があるのではないかと思う程度である。」旨の供述記載があり、 四、原審証人Zの尋問調書(記録九二二丁以下)中「東京警察病院医師で皮膚 科、泌尿器科、血液が専門である。Sr・90は、昭和三一年一二月から治療用と して西独の甲会社のゲルマプレートを使つている。ケロイドと悪性の血管腫に使用 する。それはストローベリー・マーク・タイプという血管腫であつて、時にはポー トワイン・マークという血管腫にも使用している。毛細血管拡張症には使つていな い。色素性母斑も適応症でない。使用方法は、ストローベリー・マーク・タイプの血管腫は、生後二、三日してストローベリーの血管腫ができて次第に大きくなり、 - 、二年で最大になり、その後だんだん平らになつて五、六年で消滅するものであ つて、自然に放置しておいても治るが、Sr・90を使うと短期間に治るといえ る。それに使う線量は大体二〇〇マイクロキュウリー・アワー、ーセンチメートル平方である。一回が大体三〇マイクロキュウリー・アワー、ーセンチメートル平方を、三ケ月くらいに分けて七回やつている。それからポートワイン・マークは、単 純性血管腫で、生れた時からあり、皮膚と同じ高さてポートワインのように赤くなっている。これは非常に問題で、私は美容的な効果を上げて血管腫が治るとは思っていない。少しでも薄くなる程度で、放射線障害を起さない程度ということになる と、総量で、一、〇〇〇マイクロキュウリー・アワー、一センチメートル平方、回数は大体三ケ月間隔で三回ないし四回、一回の線量二〇〇ないし三〇〇マイクロキ ュウリー・アワーであるが実際はなおらない。海綿状血管腫は皮膚全体が高くなつ て、ストローベリーのようにでこぼこしていない。これにはきかない。今までマイ クロキュウリーをレツプやラドに換算したことはないが、一応換算すると、P・3 2の一マイクロキュウリー時間パー平方センチメートルは四、三レツプ、時間パー、グラムに当り、ラドも大体同じである。ストロンチュームの紅斑量は、年齢、部位、皮膚の黒白によつて違うが、大人の上膊内側で一五〇ないし四〇〇マイクロ キュウリー時間パー、センチメートル二乗である。紅斑量を越えると、水泡ができ 皮膚に破壊が起る。すなわち、水泡がくずれて糜爛になり、普通は目立たないほど の瘢痕となってなおるはずであるが、線量が非常に多いばあいには永久的な瘢痕と なる。(中略)昭和三年初ころ臨床医学界において、Sr・90の外面照射治療の適応症について発表はなかつたと思う。P・32のR治療の発表があつたにすぎない。ベーター線治療の適応症とせられていたのは、色素性母斑、血管腫、皮膚の悪性腫瘍程度のものであつた。昭和三一年一二月頃は、血管腫は、海綿状と単純性の二種に分けられており、ストローベリー・マーク・タイプの存在を知らなかった。 で、単純性血管腫と同じ量を使つていたが、昭和三二年ころから三種に分ける考え 方が出できた。現在では、ストローベリー・マーク・タイプの血管腫とごく浅い所 にあるポートワイン・マーク・タイプの血管腫(単純性血管腫のこと)だけが適応 症であつて、その他の血管腫や毛細血管拡張症は美容的にいつて適応症ではな

い。」旨の供述記載があり、

原審証人Y(のちに慶応義塾大学教授)の尋問調書(記録九三八丁以下) 中「癌研究会附属病院医師で、専門は、放射線医学科である。昭和一〇年ころから 放射線による治療を始め、主としてラジウムとレントゲンを使用しているが、S r・90を使用したのは、昭和二七、八年ころからと思う。日本にストロンチユ· ムがはいつて一番最初に私が使ったと思う。当時Sェ・90はイギリスおよびアメ リカ合衆国から輸入され、主に英国から来たと思う。現在でもSr・90を治療に使用しているが、主に表在性の皮膚疾患に対して使う。英国ラジオ・ケミカル・セ ンター製のSr・90のベーター線発生源器は、私自身使つた経験はない。適応症は、単純性血管腫、色素性母斑、苔癬が主なものである。(中略)色素性母斑は当 初適応症と考えていたが、その後の研究では色素性母斑の総てのものが適応症では ない。ベーター線の透過率が非常に少ないので皮膚から五ミリで、それより深い所にあるものにはきかない。そういう種類のものは適応症からはずすことに考えが変った。顔にできた紫色のあざを太田氏母斑というが、これがそれに相当する。昭和三〇年ころから非適応症であると考えが変った。毛細血管拡張症には、毛細血管拡張であると考えが変った。毛細血管拡張症には、毛細血管拡張を変わればなる。 張性の血管腫(海綿状血管腫という)や放射線治療のために起つた毛細血管拡張症 などがある。生れつきのあざとしての海綿状血管腫は、治療の対象になると考えて いる人は多いと思うが、後天的毛細血管拡張症に対しては、私は特にこのR治療は 無効であると思う。私自身としては、海綿状血管腫や広い意味の毛細血管拡張症に 対してはベーター線治療は行つていない。(中略)マイクロキュウリーというの レップとラドという単位を使用してかけるより仕方がない。ストロンチュームのよ うなベーター線治療を行うときにレップやラドで表わすことはむづかしいが、私の やる装置では、一マイクロキュウリーは三・六ラドである。これはローペアーの出 した値いと偶然に一致している。R治療をするにあたつて添附療法でやる場合にフィルターをつけないで、じかにやることは原則としてやらない。おそらくセロハン 紙か薄いゴムとか透過度の高いものを使つてかけるのが普通で、じかにかけると容 器が長持ちしないからである。(中略)照射量については、病気の種類、発生部位 によって違い、また、年令差、個人差が大きいので慎重にしなければならない。私 は慎重論を唱える方であるから、私の使う線量は、あまり一般の参考にはならんと 思う。色素性母斑の場合は、ある程度、瘢痕を残すくらいの線量をかけないときかない。瘢痕ができても、目立たない場合には相当思いきつてかけてよいと思う。しかし、これも時間的の因子がある。私の経験は、分割照射であつて、一回の治療でなおそうとせず、半年か一年を目安とし、少ない線量を何回かに分けて線量の合計なおようとせず、半年か一年を目安とし、少ない線量を何回かに分けて線量の合計を表する。 は相当多いものをかける方法をとる。大体、一回に七〇〇マイクロキュウリー・ア ワーくらいである。私の特別な装置で換算すると一二〇〇ラド程度だと思う。全線 量は三、〇〇〇ないし五、〇〇〇ラドくらいにあたると思う。大体反応がとれた ら、一ケ月半の間隔でやるが、色素性母斑に限り、ある場合には一〇回くらいにや とも可能である。したがつて一回量は一、〇〇〇ラド以下となる。右に述べた のは色素性母斑で瘢痕を作つても美容上問題にならないばあいのことで、瘢痕が美 容上目立つ場合には慎重にやるべきで、四〇〇とか三〇〇以下の非常に少ない線量 に滅らさなければならない。血管腫の場合では、四〇〇マイクロキュウリー・アワ 一である。最初血管腫でも七〇〇マイクロキュウリー・アワーを顔面にかけていた こともある。ストロンチュームに代えると非常に反応が強いので測定器ができて測 つて見たところ、P・32では七三〇マィクロキュウリーがちようどよいが、ストロンチュームでは四〇〇マイクロキュウリー・アワーに相当することがわかつた。 最初はP・32とSr・90はほとんど変りがないたろうと考え、辛大学教授ローベアーが初めてP・32を使つてやつた報告書の線量にならつてやつた時代がある そのままSr・90にかえると大きな誤であり、P・32とSr・90は三対 二であることが臨床上わかつたので、P・32で七〇〇マイクロキュウリーであれ ば、Sr・90では四○○マイクロキュウリーに減らさなければならない。 (中 略)血管腫の場合、四〇〇マイクロキュウリー・アワーは二、五〇〇ラドである が、壬などはもつと多い量をかけている。対象がアメリカ人であるから白瘢を残す ことは美容上問題にならないが、日本人は黄色人種だから肌色になおさなくてはな

ので、一分ないし三分間が照射時間である。(中略)昭和二七年ころからP・32のデータが出ていたのでその結果を見てむしろ控え目にやる。ラドで考えても大体同じになるが、私は血管腫の照射限度は一回クール三、○○ラド以上はかけないつものである。」旨の供述記載があり、

とにかく五、〇〇〇ないし八、〇〇〇ラドくらいの線量を五、六回に分けて一週間間隔くらいで行い。反応を見ながら徐々にかけて行くやり方をしている。血管腫以外の病気にSr・90を使用したことはない。Sr・90を使用する場合にフィルターを使らことは適当でないことは昭和三〇年ころからわかつていた。」旨の供述記載がある。

以上に徴すると、Rの外面照射治療が行われ始めたのは、一九〇〇年ころからで あり、ラジュームに含有するRを対象としたものであつたこと、エネルギーの大部 分が真皮浅層に吸収せられ深部に到達しない特徴を有するベーター線専用の照射治 療は、一九四〇年初ころアメリカのカリフォルニや大学壬教授によって放射性燐(P・32)が使われて現在にいたつており、ストロンチューム九〇(Sr・90)によるベーター線の照射治療は、一九四八年ころから行われていること、わが国においては、従来ラジュウーム、放射性燐(P・32)によるベーター線の外面照射治療が行われていたのであるが、ストロンチューム九〇によるベーター線の外面照射治療は四五二八年ニス、光時の原文 面照射治療は昭和二八年ころ、当時の慶応義塾大学助教授Y博士によつてその発生 源器を輸入して臨床医学に使用したのを始めとして、昭和三〇年ころには、東京大学V教授が、Sr・90のベーター線発生源器を試作して実験し、これを臨床医学 では、これであるので、本件発生の昭和三一年四月ころには、京都大学、大阪大学、東北大学など著名な研究室においてさえこれがない状態であり、極めて初期の段階にありその開拓途上にあつたことが認められる。そして、右のRを強力に用いれば原疾患は完全に破壊せられ消失するけれども、そうすれば、健常皮膚に放用いれば原疾患は完全に破壊せられ消失するけれども、そうすれば、健常皮膚に放 射線障害を残すのみならず、照射のあとに瘢痕化、色素沈着又は脱失等の醜形を残 し整容的治療としての目的に反する結果となり、しかも、一年ないし数年を経て顕 著となる晩発性障害を残すおそれのあることは当時すでに判明していたことである から、医家はそれぞれ適応症の選択に苦心していたのであつて、当時適応症につい ては、表在性の癌腫及び血管腫(単純性血管腫、海綿状血管腫)と色素性母斑があ げられていたが、皮膚の深部にある疾患および太田氏母斑については適応しないも のであり、毛細血管拡張症は枝状に広がる病変であつて病変部のみを選択照射する ことが困難であるため適応症であるか否かについて説がわかれており、血管腫につ いても、その大部分が自然に治療するものであるから、施術を必要としないばあい が多く、所論にように前記三種の皮膚疾患のすべてが適応症であると考えられてい とが明らかである。そして所論指摘の照射線量については、P・32は弱線で長 時間照射できるのに反し、Sr・90は強線で短時間照射すべきものであるから、 P·32とSr·90との線の強度に差異があるが、後者については資料が少ない ため、P・32の治療結果資料をSr・90の照射治療の参考に供していたことは 所論のとおりであるが、P・32は疾患に応じて濃度を決め、それを患部の面積形 状に合わせて切り抜き貼布することができ、かつ、弱線で長時間使用することがで

きる利点があるが、Sr・90は、本件の発生源器でいえば、銀製容器に収容せられ、約三ミリメートルのわくがめぐらされているので、患部がその容器よりも広いときは、容器を並列させても前後左右にすき間ができて照射の結果がいわゆる市松模様の瘢痕等を残すおそれがあり、施術に不便であるうえに、強線短時間使用を原則とするから取扱に危険を伴うことは、右の療法を実施する医師として当然認識しなければならないことであり、かつ認識し得たことである。従つて、Sr・90の照射線量の決定は、皮膚疾患の種類、発生部位、年令、放射線感受性の強弱、治療目的のいかんによつて異なるものであつて、そのいずれの場合においても分割照射の術式がとられていることが明らかである。

分割照射の場合に、一回あるいは一クールの線量、照射時間、総線量について は、それぞれの専門家によつて一様ではなく右Y証人は、一回の照射線量は、色素 性母斑については七〇〇ないし一、〇〇〇マイクロキュゥリー、一ケ月半くらいの間隔、血管腫については四〇〇マイクロキュウリー(二、五〇〇ラド)、反覆回数 六回以下とし、右土屋証人は、血管腫について毎日一回くらい一回の照射線量は一 〇〇ないし二五〇レップ、照射時間は一分ないし三分くらい、一クールー、〇〇〇ないし一、五〇〇レップ、二ケ月ないし三ケ月ようすをみて必要があれば更に照射するが、総線量は三、〇〇〇ないし五、〇〇〇レップが限度であるとし、右庚証人 は、血管腫について、一回の照射線量は一、〇〇〇ないし二、〇〇〇ラド、一週に一回が原則であり、総線量は五、〇〇〇ないし八、〇〇〇ラドが限度であるが、結 果については、有色人種のばあいは白色人種に比べてむづかしく、美容目的の治療としては良好な結果を得がたいとし、右癸証人は、血管腫について、一回の線量は二〇〇ないし三〇〇マイクロキュリー、一ケ月ことに照射して軽い皮膚炎を起したので、現在大人でも一〇〇マイクロキュウリー、数ケ月の間隔をおいて変化のないで、現在大人でも一〇〇マイクロキュウリー、数ケ月の間隔をおいて変化のない ことを確かめ照射する。総線量は一、五〇〇マイクロキュゥリーが限度であると し、右乙証人は、血管腫について、一回の照射線量は一二〇ないし二四〇レップ、 照射時間は三〇秒ないし一分であり、五回ないし一〇回が限度で、総線量は六〇〇 ないし二、四〇〇レップであるとし、右U証人は、大人の血管腫について、一回の 照射線量は一、〇〇〇ないし二、八〇〇ラドで、総線量は七、〇〇〇ないし八、〇〇〇ラドが限度である。色素性母斑については、三、五〇〇までかけたが患部がかぶれ、かつ、母斑がびくともしなかつたので中止したとし、右Q証人は三〇分くらいが極度で、照射線量は五、〇〇〇ラドまでであるとし、以上は、いずれも、一平 方センチメートルについてのものであること、一マイクロキュウリーは、被告人の 使用した源器についてその証明書のとおりとすれば約一・ハラドに相当すること (当審鑑定人 Y の供述)が明らかである。したがつて、本件当時において一回の照 射時間の限度は三〇分であり、照射線量の限度は五、〇〇〇ラドであつて、総線量 は八、〇〇〇ラドが限度であると考えられていたことを認めることができる。これ を本件について見るに、原判決挙示の対応証拠および当審における鑑定人A1の鑑定結果によれば、いずれも美容を目的とする治療方法として、顔面の毛細血管拡張 症患者B(原判示第一)に対して、一回の照射時間六〇分ないし一二〇分、一平方 センチメートル当り(以下同様)、線量九、〇〇〇ないし一八、〇〇〇ラド、前様の患者C(原判示第二)に対して、一回の照射時間六〇分、線量九、〇〇〇ラ ド、右側頸部の血管腫患者D(原判示第三)に対して、一回の照射時間六〇分ない し一二〇分、線量四、五〇〇ないし九、〇〇〇ラド、右頸及び頸部の黒褐色色素性 母斑患者E(原判示第四)に対して、一回目の照射時間六〇分、線量九、〇〇〇ラド、二回目の照射時間六〇分、線量四、五〇〇ラド、三回目、四回目の各照射時間 四〇分ずつ、線量各三、〇〇〇ラド、総線量合計一九、五〇〇ラドの照射治療を し、右Bに対しては、治療約二ケ月を要する放射線皮膚炎に罹患させ、皮膚炎治癒 後六一箇所にわたるいちまつ模様の瘢痕を残させ、右Cに対しては治療約二週間を 要する放射線皮膚炎に罹患させ、皮膚炎治癒後両頬部に二十数箇所に同様の瘢痕を 及り、のからいの人間へには心して、な情めれるは同様のでは、対象の一下の様のでは、 残させ、右口に対しては、治療約一ケ月以上を要する放射線皮膚炎に罹患させ、皮膚炎治癒後二十箇所くらいの白斑を残させ、右Eに対しては治療一ケ月以上を要する放射線皮膚炎に罹患させ、皮膚炎治癒後かえつて患部の皮膚萎縮、色素沈着及び無数の白斑を残させていることが認められるのであって、前記絶量四度がごせる。 無数の白斑を残させていることが認められるのであつて、前記線量限度からすれ ば、明らかに過照射であると断じなければならない。

更に所論指摘のフィルターの使用について見るに、前掲原審証人Yの証人尋問調書中「ストロンチューム九〇によるベーター線の発生源器にフィルターを使用しないのが原則であつて、つけるとしても容器の保存のためのものでセロハン紙、薄いゴム程度の透過度の高いものを用いるに過ぎない。」旨供述し、同庚の証人尋問調

書中、「フィルターを使わないのが適当であつて、このことは昭和三〇年当時には 判明していたはずである。それはベーター線が固いものにあたると、ベーター線か らデルター線が出ることがあり、これを避けるのが装置技術のポイントである。」 と供述しているのみならず、F協会会長I作成名義の昭和三三年九月四日附回答書 によれば「ベーター線発生源器の使用にあたつて、照射時間が適当であればアルミ フィルターなどを使用する必要はない」と記載されているところからみると、一般 的にベーター線の照射治療にはストロンチューム九〇を含む源器に更にフィルター を使用せず源器を皮膚に密着させて治療する建前であることが明らかである。本件 被告人は捜査官の取り調べおよび原審において、アルミ板、銀紙などのフィルターを使用して照射線量の軽減を図つた旨供述しているのであるけれども、被害者B、 C、E、Dの各証人尋問調書を精査しても、被告人が本件ストロンチューム九〇に よるベーター線照射治療をするにあたつて、線量軽減のために発生源器にフィルタ ーを使用したことを認めるに足る確たる証拠がない。(もつとも右Eは、第一回証 人尋問調書において、キャラメル粒のようなものは銀紙で包んであつた。包んであったのもあるが又はずしてあったのもある。私の場合は何も包まないでそのままのものが置かれた感じがした(記録七四六丁)、銀紙で包んであったような感じもしたが、はつきり記憶しない(同七五六丁)。と供述しているけれども、フィルター 使用を肯定するに値しない)。そして前記Qの証人尋問調書中「ストロンチューム 九〇の治療器具の使用にあたつて、Wからフィルターを使用することについて相談 をうけたことがあるが、それはBという患者を診察した直後で昭和三一年六月下旬 頃であつた。その時始めてWはフィルターを使えば量が減るから、相当長時間かけてもよいという話をした。私は時間を長くやろうと思えばそれてもよいが、そんな必要はない。線量の計算がむづかしくなるし、時間を短くすれば結果は同じだし、 距離を離せば量を少くすることもできるからと話してやつた」旨供述しており、原 審証人B1 (一〇五五丁以下) も「被告人方の住込見習看護婦であつたが、放射線 の出る所に銀紙を貼らないで直接皮膚に密着させたと記憶する」旨供述しており、 かつ、本件被害者に存する白斑等傷害の跡から考えると、原審証人C1のこの点に 関する供述は信用できない。結局被告人は本件治療にあたつて発生源器にフィルタ -を使用していなかつたものと断ずるの外はない。原判決は、判示第三(D関 係)、第四(E関係但し昭和三一年五月七日以降の分)において、各ベーター線照射治療に際して発生源器の照射面に〇・六ミリのアルミフィルターを使用した旨認定しているけれども、前示のとおり、フィルターの使用を認定するに足りる証拠がないから、この点において事実の誤認があるといわなければならないけれども、石 誤認は判決に影響を及ぼす程度のものでないから、結局所論は採用できない、更に 所論は、ハイドロキノン・モノペンジール・エステル(H・M・E)軟膏につい て、被告人がCに対するA治療後同女に対して右軟膏を投薬したために、同人に瘢 痕を生ぜしめたものであって、ベーター線の過照射によるものではないというのであるけれども、原判示第二の対応証拠によれば、被害者Cが密着貼付法によるベーター線照射治療を受けたのは昭和三一年四月一〇日ころであり、被告人の検察官に 対する昭和三四年三月二八日附供述調書によれば、右軟膏を投薬したのは昭和三一 年六月一八日であることが明らかであるところからみると、なるほど瘢痕の生じた のは右照射治療の後に現われたものではあるが、瘢痕の主要原因は過照射にあるも のと認められるのであつて、右軟膏によるものとは、とうてい考えられないから、 所論は採用できない。また所論は、被告人は患者に対して本件治療行為後において 患部保護の注意指示を与えたというのであるけれども、前掲B、C、D、Eの各証 人尋問調書を精査しても、被告人が本件A治療をした後患者たる同人らに対して患 部保護につき注意指示したことを認めるに足りる証拠はない。医師の常識として日常その業務上において無意識的に各患者ごとに、これを行つていたものであると推 定すべきだとする所論も採用できない。所論は医師の過失責任について、治療行為 の場合は、治療行為そのものに過失があつても、その過失が重過失である場合に限 つて刑事上の過失責任を負担すべきものであるというのであるけれども、業務上過 失犯における過失は、業務の性質上危険を伴うことを前提とするものであるから重 過失であると否とを問わないものである。

したがつて医師の治療行為そのものに過失のある場合は、重過失の場合に限るとする所論は独自の見解にもとづくものであつて、とうてい採用できない。

〈要旨〉そもそも毛細血管拡張症、血管腫、色素性母斑などの非悪性疾患に対しては、皮膚癌のような悪性疾患と異〈/要旨〉り、美容的に治癒させることを第一の条件とすることは自明の理であり、本件の被害者たちはいずれも、その目的をもつて、

被告人の治療を受けたものである。したがつて瘢痕、色素沈着又は脱失等の後遺むである。したがつて瘢痕、色素沈着又は脱失等の後遺むで残し、前よりも醜い傷害を与えての任務に反する治療に反する治療に対してのである。したがつて瘢痕、色素洗しての後遺れてのできる。なり性同位原素(アイソトープ)による治療に期間でよる治療に関射方法していたのである。以上の次によりに関連していたのである。以上の次には一くな知治療にのである。以上の次での段階のである。以上の次での段階のであるにあるには、当時は大きなののであるにある。なりに表して、当時は大きなのである。なりに表するは、治療では、治療であるによる所述が、といいが、といいが、といいでは、大きな知識とといいが、といいが、といいである。といいが、といいである。といいが、といいである。といいは、十分な知識と経験とを有すると、慎重、いやしく、特別では、十分な知識と経験とを有するとのである。とは許されないことである。

男女の顔面を実験台に供することは許されないことである。 ことは許されないことである。 ことは許されないことである。 ことは許されないことである。 ことは許されないことである。 ことは許されないことである。 ことは許されないことである。 ことは許されないことである。 ことは許されないことである。 ことは許されない。 ことは許されない。 ことは許されない。 ことは許されない。 ことは非されない。 ことは神されない。 ことは神されない。 ことは神されない。 ことは神されない。 ことは神されない。 発生源器がられた。 にからるようなにからる。 においてはないのとのでは、 においてはおいては、 である。 であるにおいてはおいてはない。 である。 であるにおいてはおいてはない。 であるにおいてはおいてはない。 であるにおいてはおいてはない。 であるにおいてはおいてはない。 であるにおいてはおいてはない。 であるにおいてはおいてはない。 であるにおいてはおいてはない。 であるにおいてはない。 である。 であるにおいてはおいてはない。 である。 である。 でも、 においてはない。 である。 である。 でもにおいてはない。 である。 である。 でもにおいてはない。 である。 である。 でもにおいてはない。 である。 である。 でははない。 である。 でははない。 である。 でははない。 である。 でははない。 である。 でははない。 においてはない。 である。 でははない。 でも、 においてはない。 である。 でのははない。 においてはない。 においてははない。 においたははない。 においたははない。 においてははない。 においない。 においてははない。 においてははない。 においてははない。 においてははない。 においてははない。 においてははない。 においない。 においる。 にはないる。 はないる。 にはないる。 はないる。 はな

よつて刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却すべきものとし、同法第一八一条第一項本文を適用して当審における訴訟費用は被告人に負担させることとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 山崎薫 裁判官 竹沢喜代治 裁判官 浅野芳朗)